

新型コロナウイルス感染症拡大による経営への影響に対する各支援策について

公益財団法人いわて産業振興センター

支援策	対 象	条 件	摘要、お問い合わせ先																		
1 雇用調整助成金の特例措置	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主が、一時的に休業や教育訓練を行い、労働者の雇用維持を図った場合に休業手当や賃金等の一部を助成 雇用保険被保険者以外も対象 	<ul style="list-style-type: none"> 売上高等が前年同月比5%以上減少、休業規模 1/40(通常は 1/20)以上、要労使協定 実際に支払った休業手当の 4/5(解雇等を行わないときは 9/10)、知事の要請に基づく休業や法定 60%¹を超えて支払った分は 10/10(1 人 1 日 8,330 円²上限)を助成 緊急対応期間(R2.4~R2.6)の休業等に適用 通常期間(年 100 日上限)とは別枠で対象 	<ul style="list-style-type: none"> 所在地ごとの連絡先は、次のハローワーク、労働局へ <table border="1"> <tr> <td>宮古市, 田野畑村, 岩泉町, 山田町</td> <td>宮古ハローワーク</td> <td>0193-63-8609</td> </tr> <tr> <td>花巻市</td> <td>花巻ハローワーク</td> <td>0198-23-5118</td> </tr> <tr> <td>一関市, 平泉町</td> <td>一関ハローワーク</td> <td>0191-23-4135</td> </tr> <tr> <td>奥州市, 金ヶ崎町</td> <td>水沢ハローワーク</td> <td>0197-24-8609</td> </tr> <tr> <td>北上市, 西和賀町</td> <td>北上ハローワーク</td> <td>0197-63-3314</td> </tr> <tr> <td>上記以外の市町村</td> <td>岩手労働局</td> <td>019-606-3285</td> </tr> </table> <p>※盛岡, 釜石, 大船渡, 二戸, 久慈などのハローワークでは取扱い不可</p>	宮古市, 田野畑村, 岩泉町, 山田町	宮古ハローワーク	0193-63-8609	花巻市	花巻ハローワーク	0198-23-5118	一関市, 平泉町	一関ハローワーク	0191-23-4135	奥州市, 金ヶ崎町	水沢ハローワーク	0197-24-8609	北上市, 西和賀町	北上ハローワーク	0197-63-3314	上記以外の市町村	岩手労働局	019-606-3285
宮古市, 田野畑村, 岩泉町, 山田町	宮古ハローワーク	0193-63-8609																			
花巻市	花巻ハローワーク	0198-23-5118																			
一関市, 平泉町	一関ハローワーク	0191-23-4135																			
奥州市, 金ヶ崎町	水沢ハローワーク	0197-24-8609																			
北上市, 西和賀町	北上ハローワーク	0197-63-3314																			
上記以外の市町村	岩手労働局	019-606-3285																			
2 納税の猶予の特例 [国税] [岩手県税]	<ul style="list-style-type: none"> R2.2~R3.1 納期限(既に納期限を経過した未納分を含む)の法人税や消費税、固定資産税などの税(印紙税などを除く)を対象として 1 年間納税を猶予 利益の減少等により、著しい損失を受け、地方税を一時に納付することができない場合 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスの影響により、2 月以降、売上が前年同月比 20%以上減少し、かつ一時に納税を行うことが困難であること 納税の猶予や分割して納付 申請による換価の猶予制度 	<ul style="list-style-type: none"> 最寄りの税務署 次の岩手県広域振興局(県税部, 県税センター, 県税室) <table border="1"> <tr> <td>盛岡振興局 019-629-6538</td> <td>花巻県税センター 0198-22-4913</td> </tr> <tr> <td>県南振興局 0197-22-2821</td> <td>一関県税センター 0191-26-1420</td> </tr> <tr> <td>沿岸振興局 0193-25-2715</td> <td>宮古地域振興センター 0193-64-2212</td> </tr> <tr> <td>県北振興局 0194-53-4986</td> <td>二戸地域振興センター 0195-23-9254</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大船渡地域振興センター 0192-27-9912</td> </tr> </table>	盛岡振興局 019-629-6538	花巻県税センター 0198-22-4913	県南振興局 0197-22-2821	一関県税センター 0191-26-1420	沿岸振興局 0193-25-2715	宮古地域振興センター 0193-64-2212	県北振興局 0194-53-4986	二戸地域振興センター 0195-23-9254	大船渡地域振興センター 0192-27-9912									
盛岡振興局 019-629-6538	花巻県税センター 0198-22-4913																				
県南振興局 0197-22-2821	一関県税センター 0191-26-1420																				
沿岸振興局 0193-25-2715	宮古地域振興センター 0193-64-2212																				
県北振興局 0194-53-4986	二戸地域振興センター 0195-23-9254																				
大船渡地域振興センター 0192-27-9912																					

¹ 労働基準法第 26 条(休業手当) 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の 60/100 以上の手当を支払わなければならない

² 上限額の増額を検討中

支援策	対 象	条 件	摘要、お問い合わせ先									
3 固定資産税等の軽減	・ 2 月以降売上高が 30%以上減少した事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ R3 支払い分の固定資産税・都市計画税について減免 <table border="1"> <thead> <tr> <th>R2.2～R2.10 間の任意の 3 か月における売上高の前年同期比</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30%以上 50%未満</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>50%以上減少</td> <td>全額</td> </tr> </tbody> </table>	R2.2～R2.10 間の任意の 3 か月における売上高の前年同期比	減免率	30%以上 50%未満	1/2	50%以上減少	全額	<ul style="list-style-type: none"> ・ R2 支払い分については、1 年間猶予可能 ・ 最寄りの市町村税務課 			
R2.2～R2.10 間の任意の 3 か月における売上高の前年同期比	減免率											
30%以上 50%未満	1/2											
50%以上減少	全額											
4 持続化給付金	・ 売上が前年同月比 50%以上減少している事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前年の総売上－(前年同月比▲50%月の売上×12か月)により、<u>法人は 200 万円以内、個人事業者は 100 万円以内を支給</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続化給付金事業コールセンター 受付時間:8 時 30 分～19 時 00 分 (5 月・6 月(毎日)、7 月から 12 月(土曜日を除く)) 直通番号:0120-115-570、IP 電話専用回線:03-6831-0613 ・ 電子申請の場合は最短 2 週間で入金 									
5 特別貸付 国民生活事業[中小企業事業]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近 1 か月の売上高が前年または前々年同期比 5%以上減少、かつ、中長期的に業況が回復し、発展が見込まれること ・ <u>公庫等の既往債務からの借換えも可</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常とは別枠で 6000 万円[3 億円]限度、<u>うち 3000 万円[1 億円]を限度として融資後 3 年目までは基準利率-0.9%*</u>、4 年目以降は基準利率 ・ 返済期間 設備資金は 20 年、運転資金は 15 年以内(うち据置期間 5 年以内) ・ 無担保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本政策金融公庫 国民生活事業は、 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>大船渡市,一関市,陸前高田市,奥州市,金ヶ崎町,平泉町,住田町</td> <td>一関支店</td> <td>0191-23-4157</td> </tr> <tr> <td>上記以外の市町村</td> <td>盛岡支店</td> <td>019-623-4376</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本政策金融公庫 中小企業事業は、</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>県内全域</td> <td>盛岡支店</td> <td>019-623-6125</td> </tr> </tbody> </table>	大船渡市,一関市,陸前高田市,奥州市,金ヶ崎町,平泉町,住田町	一関支店	0191-23-4157	上記以外の市町村	盛岡支店	019-623-4376	県内全域	盛岡支店	019-623-6125
大船渡市,一関市,陸前高田市,奥州市,金ヶ崎町,平泉町,住田町	一関支店	0191-23-4157										
上記以外の市町村	盛岡支店	019-623-4376										
県内全域	盛岡支店	019-623-6125										
6 特別利子補給制度 国民生活事業[中小企業事業]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の日本公庫の特別貸付、またはマル経融資、商工中金の危機対応融資の借入を行った事業者 ・ <u>公庫等の既往債務からの借換えにも対応</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の売上高の減少に応じ、上記の<u>※下線部の借入後 3 年間に支払った利子(上限 3000 万円[1 億円])を補給</u> <table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>小規模事業者</td> <td>中小企業者</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>要件無し</td> <td>▲20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>▲15%以上</td> <td>▲20%以上</td> </tr> </tbody> </table>		小規模事業者	中小企業者	個人	要件無し	▲20%以上	法人	▲15%以上	▲20%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本公庫の窓口にて、詳細は近日中に中小企業庁が公表
	小規模事業者	中小企業者										
個人	要件無し	▲20%以上										
法人	▲15%以上	▲20%以上										

支援策	対 象	条 件	摘要、お問い合わせ先																																				
7 セーフティネット保証³4号・5号・危機関連保証	<ul style="list-style-type: none"> 売上高が、昨年同期比 5%以上減少した場合、一般保証とは別枠で保証 	<ul style="list-style-type: none"> 所在する市町村で認定申請を行い、保証付き融資を申込み <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上減少</th> <th>一般と別枠保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セーフティネット4号</td> <td>20%以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>セーフティネット5号</td> <td>5%以上</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>危機関連</td> <td>15%以上</td> <td>100% セーフティネット4号・5号と別枠</td> </tr> </tbody> </table>		売上減少	一般と別枠保証	セーフティネット4号	20%以上	100%	セーフティネット5号	5%以上	80%	危機関連	15%以上	100% セーフティネット4号・5号と別枠	<ul style="list-style-type: none"> お取引先の金融機関、または次の岩手県信用保証協会 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>盛岡市,八幡平市,滝沢市,岩手町,雫石町,葛巻町</td> <td>本所 保証一課</td> <td>019-654-1501</td> </tr> <tr> <td>花巻市,北上市,矢巾町,紫波町,西和賀町</td> <td>本所 保証二課</td> <td>019-654-1502</td> </tr> <tr> <td>釜石市,遠野市,大槌町</td> <td>釜石支所</td> <td>0193-27-8361</td> </tr> <tr> <td>一関市,平泉町</td> <td>一関支所</td> <td>0191-23-2533</td> </tr> <tr> <td>宮古市,山田町,岩泉町,田野畑村</td> <td>宮古支所</td> <td>0193-62-2700</td> </tr> <tr> <td>大船渡市,陸前高田市,住田町</td> <td>大船渡支所</td> <td>0192-27-1224</td> </tr> <tr> <td>二戸市,久慈市,軽米町,洋野町,一戸町,普代村,野田村,九戸村</td> <td>二戸支所</td> <td>0195-23-4115</td> </tr> <tr> <td>奥州市,金ケ崎町</td> <td>奥州支所</td> <td>0197-25-3171</td> </tr> </tbody> </table>	盛岡市,八幡平市,滝沢市,岩手町,雫石町,葛巻町	本所 保証一課	019-654-1501	花巻市,北上市,矢巾町,紫波町,西和賀町	本所 保証二課	019-654-1502	釜石市,遠野市,大槌町	釜石支所	0193-27-8361	一関市,平泉町	一関支所	0191-23-2533	宮古市,山田町,岩泉町,田野畑村	宮古支所	0193-62-2700	大船渡市,陸前高田市,住田町	大船渡支所	0192-27-1224	二戸市,久慈市,軽米町,洋野町,一戸町,普代村,野田村,九戸村	二戸支所	0195-23-4115	奥州市,金ケ崎町	奥州支所	0197-25-3171
	売上減少	一般と別枠保証																																					
セーフティネット4号	20%以上	100%																																					
セーフティネット5号	5%以上	80%																																					
危機関連	15%以上	100% セーフティネット4号・5号と別枠																																					
盛岡市,八幡平市,滝沢市,岩手町,雫石町,葛巻町	本所 保証一課	019-654-1501																																					
花巻市,北上市,矢巾町,紫波町,西和賀町	本所 保証二課	019-654-1502																																					
釜石市,遠野市,大槌町	釜石支所	0193-27-8361																																					
一関市,平泉町	一関支所	0191-23-2533																																					
宮古市,山田町,岩泉町,田野畑村	宮古支所	0193-62-2700																																					
大船渡市,陸前高田市,住田町	大船渡支所	0192-27-1224																																					
二戸市,久慈市,軽米町,洋野町,一戸町,普代村,野田村,九戸村	二戸支所	0195-23-4115																																					
奥州市,金ケ崎町	奥州支所	0197-25-3171																																					
8 民間金融機関での保証付き融資における保証料・利子の減免	<ul style="list-style-type: none"> セーフティネット4号・5号・危機関連保証の認定を受けた事業者 信用保証付きの既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換え可能 	<ul style="list-style-type: none"> 借入当初3年間は利子補給により実質無利子、4年目以降は制度融資所定金利 融資上限3000万円、無担保、据置最大5年 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>売上高等前年同月比</th> <th>優遇策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模個人事業主</td> <td>5%以上減少</td> <td>保証料ゼロ+金利ゼロ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>5%以上減少</td> <td>保証料1/2</td> </tr> <tr> <td>15%以上減少</td> <td>保証料ゼロ+金利ゼロ</td> </tr> </tbody> </table>		売上高等前年同月比	優遇策	小規模個人事業主	5%以上減少	保証料ゼロ+金利ゼロ	上記以外	5%以上減少	保証料1/2	15%以上減少	保証料ゼロ+金利ゼロ	<ul style="list-style-type: none"> お取引先の金融機関、または上記の岩手県信用保証協会 																									
	売上高等前年同月比	優遇策																																					
小規模個人事業主	5%以上減少	保証料ゼロ+金利ゼロ																																					
上記以外	5%以上減少	保証料1/2																																					
	15%以上減少	保証料ゼロ+金利ゼロ																																					

³ 中小企業信用保険法第2条第5項で規定する各市町村長に認定された中小企業者が利用できる通常とは別枠の保証制度。1号は連鎖倒産防止、2号は取引先企業のリストラ等の事業活動の制限など計8号まである。

支援策	対 象	条 件	摘要、お問い合わせ先		
9 特例リスケジュール	・ 返済が困難な中小企業に代わり、取引先金融機関に対し、一括して <u>1 年間の元金返済猶予を要請し、資金繰り計画の策定による既往債権者間の合意形成、計画後の助言等を実施</u>	・ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業 ・ 原則、中小企業の費用負担なし	・ 岩手県中小企業再生支援協議会(盛岡商工会議所隣) 019-604-8750		
10 各種経営相談	・ 県内中小企業	・ 資金繰り、売上拡大、経営改善や IT ツールの導入などあらゆる経営上の悩みに対し、専門家がワンストップで対応	・ 岩手県よろず支援拠点 (いわて産業振興センター内) 019-631-3826		
	上記以外の経営相談先は右記のとおり	領域	地区	機 関 名	
		金融相談	盛岡地区	岩手県商工労働観光部経営支援課*	019-629-5542
				盛岡広域振興局経営企画部産業振興室	019-629-6511
			県南地区	県南広域振興局経営企画部産業振興室	0197-22-2843
			沿岸南部	沿岸広域振興局経営企画部産業振興室	0193-25-2718
				大船渡地域振興センター地域振興課	0192-27-9911
			沿岸北部	宮古地域振興センター地域振興課	0193-64-2211
		県北地区	県北広域振興局経営企画部産業振興室	0194-53-4981	
		金融相談(東日本大震災被災企業)	主に沿岸	岩手県産業復興相談センター	019-681-0812
11 その他、各自治体独自施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払い猶予制度 厚生年金、労働保険、上下水道、電気、ガス、固定・携帯電話、インターネットサービス、NHK 受信料などについては、政府から各事業者に対し、支払い猶予申請に対し柔軟に対応するよう要請されています ・ 各自治体の独自制度(一例) 詳細は各自治体へお問い合わせ願います 				
	盛岡市	売上が 50%以上減少した中小事業者に対し、家賃の 1/2 相当額(上限月 10 万円)を最大 3 か月分補助			
	宮古市	売上減少中小事業者に 20 万円を給付/売上 50%以上減少の特定事業者に家賃の 3/4(上限月 15 万円,最大 3 か月分)を補助			
	釜石市	売上が 20%以上減少した宿泊・飲食業または従業員 20 名以下の事業者に対し、2 月以降の経費(上限 20 万円)を補助			
	大船渡市	売上減少した特定の中小事業者に定額 30 万円を交付/飲食業者が新たに宅配やテイクアウトに取り組む費用(上限 20 万円)を補助			

参照 経済産業省「[新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ](#)」